

## 長寿医療制度の創設により新たに現役並み所得者になる方への対応について

### 【問題の所在】

- 長寿医療制度(後期高齢者医療制度)の創設により、現役並み所得者の判定基準について、同一の世帯に属する被保険者のみの所得及び収入をもとに判定することとしたことに伴い、一部に現役並み所得者に移行する方が生じている。

### 〈対象者〉

- 課税所得145万円以上及び年収383万円以上であり、同一世帯に他の長寿医療制度の被保険者がいない者であって、かつ、その者及び同一世帯の70歳以上の者の年収の合計が520万円未満のもの。

### 〈経過措置〉

- 平成20年8月からの2年間は、上記対象者は3割負担となるが、その者及び同一世帯に属する70歳以上の者の年収の合計が520万円未満である旨の申請をすれば、自己負担限度額について一般並みに据え置く経過措置を設けている。

※ 平成20年4月～7月の間は、経過措置として、老人保健制度と同様に、同一世帯に属する70歳以上の方(65歳以上で障害認定を受けている方を含む)の所得及び収入で判定。

### 【対応】

- 上記対象者が、その者及び同一世帯に属する70歳以上の者の年収の合計が520万円未満である旨の申請をすれば、1割負担となるよう政令改正を行う。

※ 被用者保険及び国保に加入する70～74歳の方についても、同様の政令改正を行う。

※ 現在、平成20年8月からの経過措置の対象になっている者は、職権で1割負担の被保険者証を12月中に送付する。

※ 上記対象者の要件を満たしている場合であっても、経過措置の申請をしていない者がいることから、各広域連合において、当該要件に該当し得る被保険者あて申請勧奨を行う。

### 【施行日等】

- 平成20年11月21日政令改正の公布 平成21年1月1日施行

	H20. 4～H20. 7	H20. 8～	H21. 1～
定率負担	1割	3割	1割
自己負担限度額	44,400円	44,400円	44,400円
外来限度額	12,000円	12,000円	12,000円